

I いじめ問題への対策の方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。その際、いじめに該当するかどうかを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈し、安易に判断することのないようにするため、児童の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の状況に惑わされることなく事実を客観的に確認したりするなどして、次のような児童の心理や特性に留意しながら、いじめの有無を確認する必要がある。

いじめに該当すると判断した場合は、加害行為を行った児童に対して、その悪質性を理解させ、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

また、障害のある児童に対しては、教職員が障害の特性を十分に理解した上で適切な指導・支援を行うことが必要である。

2 いじめについての基本的な認識

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じなくてはならない。

本校においても、これまで実施してきた取組や児童の実態を踏まえつつ、法や国の基本方針も参考にし、「岡山市立旭東小学校いじめ問題対策基本方針」（以下「本校の基本方針」という。）を策定し、本校のいじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進する。

いじめ問題の解決のためには、大人が児童の健やかな成長をしっかりと育むとともに、児童がいじめを自らの問題ととらえ、「いじめをしない・させない・放置しない」といった意識をもたせることや、主体的に改善しようとする力を育成することが必要であり、本校の基本方針の趣旨を踏まえて学校、家庭、地域住民、その他の関係者がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組まなければならない。

また、前述のいじめの定義に加えて、次の点についてもいじめの基本的な認識として理解した上で、対策に取り組む必要がある。さらに、児童の発達段階により、いじめの行為の表れ方には違いがあり、その特徴を十分認識した上で、次に示した発達段階に応じた適切な指導を行う必要がある。

（１）いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、児童がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、いじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての児童が十分に理解できるように学校の内外を問わず行われなければならない。

（２）いじめの問題は、互いに認め合い、共に生きる社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題である。いじめのない社会を実現するため、大人一人一人が、自他の人権を尊重する意識を持ち、学校のみならず、規範意識や他者との関係づくり等を学ぶ場である家庭、児童を見守り成長を育む場である地域、そして関係機関及び団体（以下「関係機関等」

という。)が、それぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組まなければならない。

3 いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは、人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、自己指導能力を育成することが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律や生活規律の定着も未然防止の観点から重要である。これらに対処するための教職員の資質向上や、その他のいじめ問題への対策を点検・評価し、改善に生かす仕組みを確立することが必要である。

さらに、携帯電話等によるネット上のSNS等の普及に伴い、潜在化しているいじめの問題を考慮し、情報モラルに関する児童への教育や保護者への啓発が必要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性についての認識を広め、学校が、家庭や地域と一体となって取組を推進するための普及・啓発を行うことが大切である。そして、こうした取組により、まずは、大人が手本となって、児童の健全な成長にとって好ましい環境をつくっていくことが必要である。

また、家庭や地域においても、児童が家族や大人たちとふれあう機会を充実させ、大人が児童の育ちに関心をもつとともに、大人自身の生き方を児童に示すことが必要である。

(2) 早期発見

いじめの早期発見のためには、大人が児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要であり、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

そのため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、家庭、地域と連携して、周囲の大人が児童を見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要である。

さらに、ネット上のSNS等を通じて行われるいじめ(以下「ネット上のいじめ」という。)の特性を十分に考慮した上で、継続してSNS等の利用実態の把握と指導に努める必要がある。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校の教職員と家庭、地域との連携が必要である。そのために、学校が、学校評議員等を活用して地域との連携を図ったり、PTAや地域の関係団体等と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする中で、児童への関わり方についての啓発を進めたり、我が子も含めて地域の児童の見守りや情報提供を依頼したりしておくことが必要である。また、子育てに悩む家庭が、就学前の早い段階から、相談をしたり、支援を受けたりできるように、相談窓口の周知を進める必要がある。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会が、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(こども総合相談所、医療機関、地方法務局、警察、地域こども相談センター等)との適切な連携が必要である。そのためには平素から学校や教育委員会が、関係機関の担当者といじめ問題への対策に関する基本的な考え方の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) 保護者との連携

保護者は、いじめを行うことのないよう、思いやりや生命を大切にする心、善悪を判断する力、正義感、他者とのより良い関係を築く力など人間形成の基礎となる力を育むことや、学校や教育委員会が講ずるいじめ問題への対策に協力して互いに取り組むことが必要である。

児童のネットを含むスマホ等の利用や、ネットに接続可能な機器の所持させることや、その管理については保護者の責任において行われることではあるが、所持の必要性について勘案したり、所持する際のルールを作ったりすることが重要である。

また、児童が悩みを相談できるように発達段階に応じた良好な親子の関係づくりに努める必要がある。特に思春期においては、不安定な心理状態や複雑化する交友関係、携帯電話等の情報機器に関わる時間の増加等により、いじめへの関与も複雑化しやすいことを踏まえ、親子がしっかり向き合うとともに、ささいなことでも心配な兆候が見られた際には、学校や相談機関に迷うことなく相談していく必要がある。

Ⅱ いじめ問題への対策の内容

1 旭東小学校のいじめの防止のための組織

(1) 旭東小学校のいじめの防止のための組織

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 22 条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため「岡山市立旭東小学校いじめ防止対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

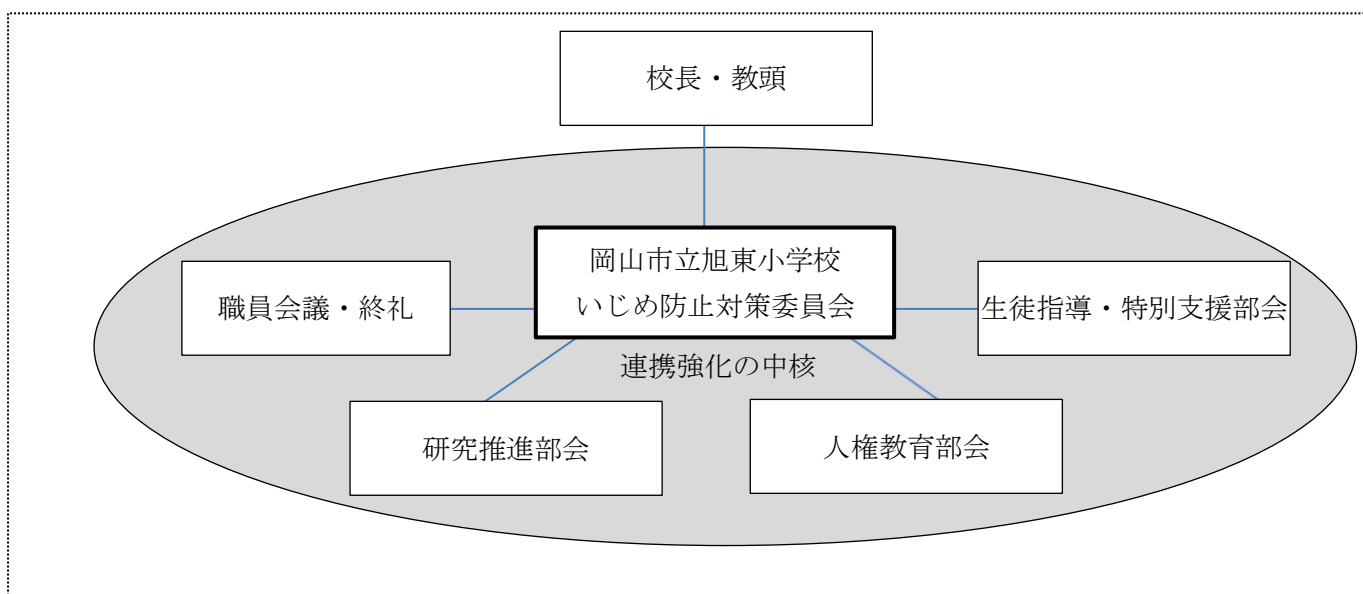
対策委員会の構成員、及びその他必要事項は旭東小学校いじめ防止対策委員会規則にて定める。

2 いじめ防止のための具体的取組

(1) いじめの防止

① 校内指導体制の確立

校長・教頭を中心に、学校の生徒指導方針や本校の基本方針に基づいて、対策委員会を中核として分掌の連携を図りながら、校内組織を整備し、生徒指導体制や教育相談体制を確立する。その中で、いじめに対する教職員の共通理解を図りながら、学校の組織的な対応力のさらなる向上を目指す。



② 児童の生命尊重の態度，人権尊重の意識，自己指導能力の育成

人権学習の充実に向けて

人権学習においては、同和問題や女性，子ども，障害のある人，患者等（かつてハンセン病を病んだ人々，H I V感染者等）高齢者，在住外国人などに対する様々な差別や偏見を解消していくことに主眼を置く。これらの人権問題の解決に向けた基礎的な理解を図り，人権意識を高めるとともに，問題を解決しようとする心情と実践的態度の育成をねらいとした学習を展開する。

○人権問題についての理解を深め，問題を解決しようとする心情を育てる。

・人権推進参観日での授業公開

○人権意識を高め，人権を尊重する態度を養う。

・心あったか週間（人権教育推進週間）

生活目標

週を単位とした生活目標を、年間週目標一覧の例を参考に週番で相談した上で、児童の生活の実態に即して設定し、全教職員で指導していく。校内放送等を利用した週番の反省と評価を工夫することで、児童の基本的な生活習慣の定着を図るようにする。(アクセントにがんばりカードや集計表を利用)

児童会活動

代表委員会、委員会活動など児童の自主的活動を全教職員で積極的に支援する。

(例)「あいさつ運動」「草抜き集会」「落ち葉拾い集会」「児童会集会」など

③ 互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

人間関係づくりに向けて

配慮を必要とする児童を大切に、その児童が受け入れられる体制をつくり、互いに認め合い支え合える集団づくりをめざすことに主眼を置く。そのために、教師が配慮を必要とする児童の把握とその児童への必要な支援を明らかにし、連携を図りながら、望ましい人間関係をつくることができるようにする。

○自尊心を高め、互いに認めあう学級集団づくり

- ・ 配慮を必要とする児童に対する適切な支援 → 学級集団づくり案の作成・実践
- ・ 特別支援教育を含む個に応じた支援 → 生徒指導・特別支援部会 ケース会の開催
- ・ ASSESS の実施と結果を活用した研修の実施
- ・ 学級集団づくり案の作成

○多様性を尊重する態度の育成

- ・ なかよし学級との交流
- ・ 地域の方や幼稚園児等との交流

○呼称の徹底

- ・ 児童に差別感を与えないよう、すべての場において名字に「さん」をつけた呼び方をする。

○異年齢集団活動

- ・ 集団遊び・交流給食・清掃活動・運動会等の行事において、1年生から6年生までの異年齢のグループを作り活動する場をもつ。その中で様々な問題を解決することにより、協力することの大切さを感じさせたり、思いやりの心を育ませたりする。

④ ネット上のいじめ防止のために必要な能力や態度の育成

教科や道徳、総合的な学習の時間に、これからの情報社会の中で生きていくために必要な知識・技術やモラルの指導を行う。また、年1回スマホ安全教室を上学年を中心に開催し、SNS等のネットの利便性に潜む問題について学習したり、SNSやネットの望ましい使い方について学習したりすることで、児童自身のネットに向き合う姿勢を確認することで、児童のSNS等によるいじめや人権侵害を防止できるようにする。

⑤ 教職員の指導力の向上

自立支援の取組の充実に向けて

自立支援の取組は、児童一人ひとりが自己実現・自立に向けて主体的に取り組めるように支援することで、将来、社会人として自己実現と社会参加ができる力を育成することに主眼を置く。そこで、教師が児童の教育的課題を把握し、きめ細やかに指導することにより児童一人ひとりの自尊感情の高まりを図る。

○基礎的・基本的な学力の向上を目指した指導の工夫

- ・「基礎学力の時間」の指導内容と指導法の工夫
- ・T Tや少人数指導による学習支援

校内研修

学級集団づくり案の作成，そのために必要な生徒指導の理論と方法，事例研究，特別支援教育，基礎学力などの研修を行い，配慮の必要な児童の共通理解と具体的な生徒指導の方法に役立てる。

⑥ 家庭や地域の関係団体との連携強化

家庭・地域との連携

○家庭訪問（4月実施）

- ・定例の家庭訪問や個人懇談の他にあらゆる機会と場を活用して，保護者と個別懇談していく。

○個人懇談（7月実施）

- ・児童個々の実態を十分把握して，具体的かつ適切な助言と指導を加えるなど，家庭と粘り強くかわり指導していく。

○通信

- ・学校だより，学年だより，P T Aだよりなどを随時発行し家庭に対して生徒指導の啓発に努める。

関係機関の連携

○児童センター・福祉交流プラザとの連携

- ・生徒指導主事等が随時センター職員と連絡をとり，生徒指導の連携を図る。

○保幼小中連絡会

- ・入学時，卒業時の他，年1回程度適宜行い，連絡を密にして生徒指導の連携を図る。

○その他の機関との連携

- ・地域こども相談センター，こども総合相談所，岡山中央警察署等の機関とも定期的に連絡をとり，児童や家庭の抱える問題を把握するように努める。

⑦ 学校いじめ問題対策基本方針の周知

ホームページ等による広報活動を積極的に行い，いじめ問題に対する本校の基本方針への理解を得るとともに，保護者や地域との協力体制構築に努める。

(2) 早期発見

① 教職員による観察や情報交換

生徒指導に関する情報交換

毎週金曜の終礼等を使い、学級や児童についての情報交換を行い、児童理解と指導に役立てる。

児童へのかかわり

担任と担任外は日ごろから児童の表情や行動の様子を観察し、情報交換し合うことで問題の早期発見につなげるようにする。

休み時間の関わり

業間、昼休みに担任外がシフトを組み、子どもと遊ぶことで関わりを多くするなど、全教職員で子どもに関わることで、問題行動を未然に防いだり早期発見したりするようにする。

② 定期的なアンケート調査等の実施

ASSESS の活用

年 3 回の質問紙調査の結果を活用して、いじめの発生・深刻化の予防など、学級で起こりうる事態の早期発見に活用したり、よりよい学級集団づくりに向けて、指導効果の評価・検討に活用したりする。

ちょっときかせてアンケートの活用

自分や自分の周りの友達が困っていないかを尋ねるアンケートを実施することで、潜在化しがちないじめについて早期発見できるようにする。

③ 校内の教育相談体制の活用

教育相談

○年 3 回（学期 1 回）の担任による教育相談

・児童の日ごろの思いや悩みに耳を傾け、問題の早期発見、早期治療につなげるようにする。

○ドラえもんポスト

・通年、ドラえもんポストを設置し、担任・生徒指導主事・コーディネーターとも連携しながら、児童理解に努めるようにする。

④ 校外の相談機関等の周知

学校以外の県青少年総合相談センターや教育相談室、県総合教育センター等に設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口について、児童や保護者に対する周知や広報を継続して行う。

⑤ SNSを含むネットの利用実態の把握と指導

年 1 回ケータイ安全教室を開催し、ネットに潜む危険や陥りがちな問題について学習することで、児童自身のネットに向き合う姿勢を確認するとともに、児童の SNS 等によるいじめや人権侵害を防止できるようにする。

(3) いじめへの対処

① いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、後回しにすることなく、その場でその行為を止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合や相談機関からいじめに関する情報提供があった場合は、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、行為や訴えの内容を軽視することなく、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、守り抜くことを最優先にした対応を行う。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、学校は事実を隠すことなく保護者等に伝え、協力して対応する体制を整える。

② 教職員の組織的な対応と関係機関との連携

発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、対策委員会に報告するなど、その情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。警察への通報には至らない事案についても、日頃から学校を所管する教育委員会や警察等の関係機関への相談を行い、互いの顔が見える連携を心がける。なお、暴力を伴ういじめや金銭を要求するいじめのように犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときには、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校は必ず警察と連携して対処する。

③ いじめられた児童とその保護者への支援

いじめられている児童から、事実関係の聴取を行うとともに、心のケアも行い、その児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができる居場所が確保されるよう弾力的な措置も含めて環境の確保を図る。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得ながら、いじめられた児童に寄り添い、きめ細かく対応できる体制をつくる。

④ いじめた児童への指導とその保護者への助言

いじめた児童から事実関係の聴取を行い、いじめた気持ちや状況などについても聞き、その背景にも目を向けながら、その児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。いじめが確認された場合、学校は「いじめは決して許さない。」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて外部の専門家の協力を得て、組織的に対応していじめをやめさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。また、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解や納得を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑤ いじめの事実調査

いじめられた児童、いじめた児童双方からの聴取をもとに、必要な場合には、アンケート調査等を実施し、その結果から聴き取り対象者等を絞り込んだ上で、関係した児童から事実関係の聴取を行う。

⑥ 他の児童への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせ、たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

⑦ いじめ解消後の継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行う。いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、計画的に進めることでいじめのない学校づくりの取組を強化する。

⑧ ネット上の不適切な書き込み等への対処

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、教育相談等によるSNS等の利用実態の把握も踏まえて指導を行う。その際、書き込みを行った児童が特定できる場合には、加害の児童に対して、被害児童に与える影響の大きさについて、十分に認識させ、反省を促すとともに、被害児童に対する精神的なケアを行う。

3 重大事態への対処

法第28条には、学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために、速やかに、学校の設置者又はその学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○心身又は財産に重大な被害とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の機関とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長、対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

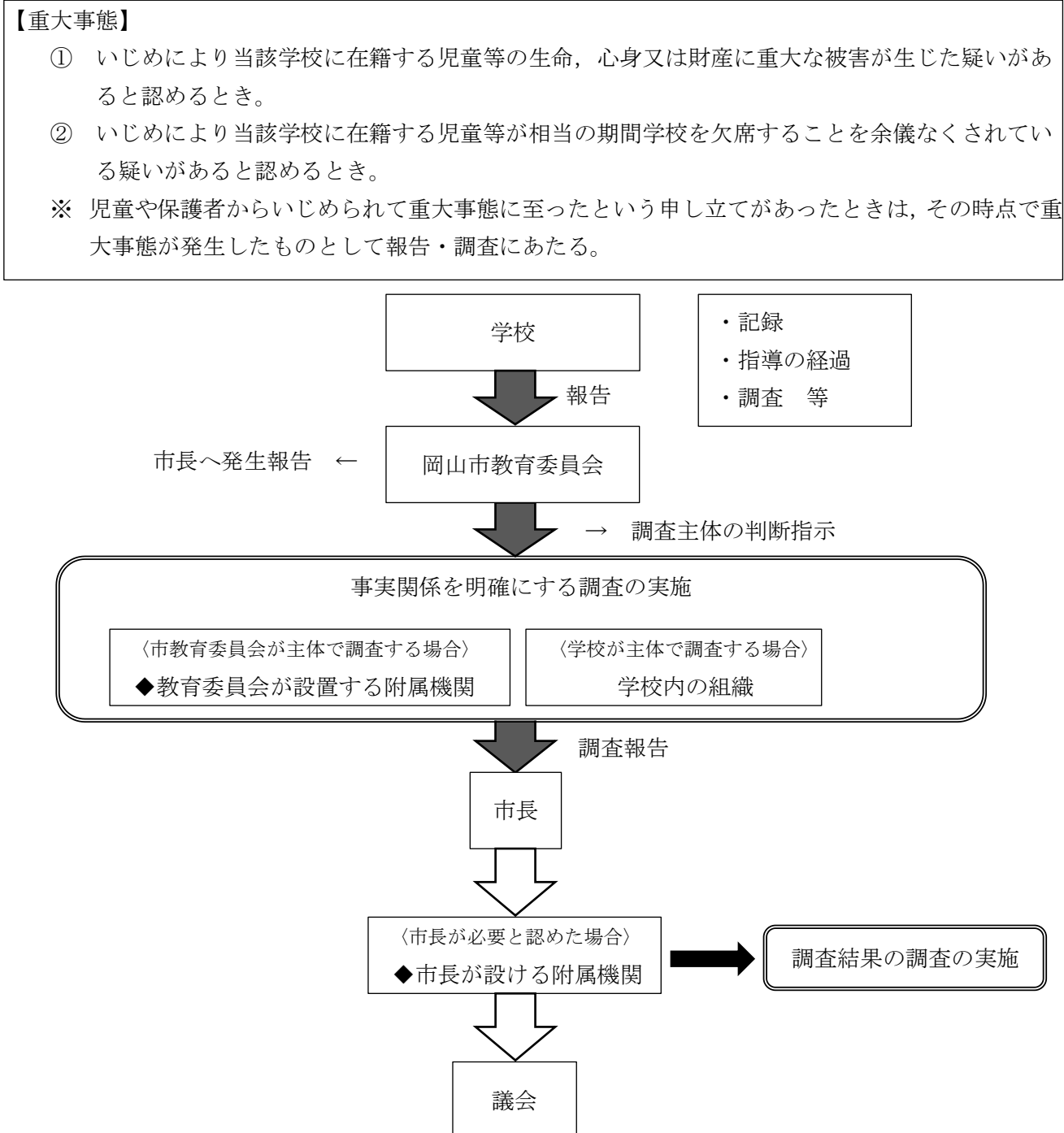
(2) 重大事態発生時の対応

ただちに岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ報告し、教育委員会を通して事態発生について報告する。その後、「岡山市いじめ等の問題行動及び不登校の防止に関する基本方針いじめ問題対策基本方針」（平成26年8月5日策定）に従い、調査、措置を行う。

(3) 情報提供

前述の重大事態発生時に行った調査については、法第28条第2項の規定に基づき、その調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

<重大事態発生時のフロー>



Ⅲ その他の重要事項

1 いじめ問題への対策の点検・評価

本校の基本方針に基づくいじめ問題への対策が，本校の状況に即して効果的に機能しているかについて，毎年度，点検・評価し，必要に応じてその対策の内容や取組の方法を見直す。

2 岡山市立旭東小学校いじめ対策基本方針の見直し

旭東小学校では，本校の基本方針の策定から3年の経過を目途として，本校の状況及び法の施行状況や岡山市の基本方針の変更等を勘案して，本校の基本方針の見直しの必要があると認められるときは，それに応じて必要な措置を講ずる。